

令和7年度

財政援助団体等監査結果報告書
(西条市観光交流センター指定管理料)

西条市監査委員

目 次

令和7年度財政援助団体等監査の結果について	1
第1 監査の対象	2
第2 監査の期間	2
第3 監査の着眼点	2
第4 監査の実施内容	2
第5 監査の結果	2
1 一般社団法人 西条市観光物産協会に対する指定管理料について	3

西監第132号
令和7年11月20日

西条市長 高橋 敏明 殿
西条市議会議長 川又 由美恵 殿

西条市監査委員 日野 徳久
西条市監査委員 徳増 竜伍
西条市監査委員 高橋 保

令和7年度財政援助団体等監査の結果報告の提出について

地方自治法第199条第7項及び西条市監査基準第2条第1項第3号の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、地方自治法第199条第9項並びに西条市監査基準第14条第1項及び第17条の規定に基づき、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

令和7年度財政援助団体等監査結果

第1 監査の対象

令和6年度に財政援助等を行った団体のうち、次の団体に対する指定管理料について監査を実施した。

監査対象団体	指定管理施設の名称	所管部署
一般社団法人 西条市観光物産協会	西条市観光交流センター	産業経済部 観光振興課

第2 監査の期間

令和7年9月5日から令和7年10月27日まで

第3 監査の着眼点

- (1) 指定管理料や指定管理の内容等は協定書等により明確になっているか。
- (2) 実績報告書のほか、帳簿、領収書、通帳等により履行確認が行われているか。
- (3) 指定管理料の使途は適切か。
- (4) 出納関係帳票や領収書等の証拠書類の整備は適正に行われているか。
- (5) 指定管理料で購入した物品等の管理は適正か。

第4 監査の実施内容

団体及び所管部署から関係書類等の提出を求め、関係諸帳簿等を調査・照合し、必要に応じて関係者へ聞き取りを行ったほか、出納関係帳票の整備の状況等について関係者に出席を求め、質疑応答による監査を実施した。

第5 監査の結果

監査の結果、団体に交付された指定管理料に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されていることを確認した一方で、基本協定に関する内容については、改善又は検討を要する事項も見受けられた。軽易な指摘事項については、その都度指示、指導を行い、改善又は検討を求めた。

なお、団体及び所管部署においては、指示、指導を行ったため本報告書への記述を省略した軽易な事項に関しても留意し、引き続き適正な事務の執行に努められたい。

団体等の監査結果は次のとおりである。

1 一般社団法人 西条市観光物産協会に対する指定管理料について

- (1) 指定管理施設 西条市観光交流センター
(2) 指定管理団体 一般社団法人 西条市観光物産協会
(3) 指定管理料 20, 304, 000円
(4) 支出年月日及び金額 令和6年4月24日 20, 304, 000円
(5) 支出根拠 西条市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
管理に関する基本協定書・年度協定書

- (6) 産業経済部 観光振興課に関する指摘事項((ア)は指摘事項、(イ)は(ア)に対する回答、
(ウ)は監査委員の意見を表す。以下、(7) の指摘事項についても同じ。)

ア 協定書について

(ア) 基本協定書第9条第2項では「本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。」と規定している。これに基づく実績報告が行われているか。

(イ) 実績報告については、基本協定書中の業務仕様書に基づき、年次報告書については、年度終了後30日以内に、月次報告書については、翌月10日までにそれぞれ提出されており、個々の内容についても確認している。

イ 事業報告書について

(ア) 「西条市 指定管理者モニタリングマニュアル」に基づくモニタリングについて、モニタリングレポートは綴られているが、作成に当たって決裁はとっているか。

(イ) モニタリングレポート作成に当たって、本来必要である決裁を経ていない。作成過程において、課内で共有しながら作成していたため、決裁を経るという認識が希薄となってしまい、失念したものである。

(ア) 毎年度終了後に、確認、調査の結果について、「市はモニタリングレポートを作成し、指定管理者に対して通知する。」としており、仕様書では、モニタリングの評価結果は市のホームページ等で公表することとなっている。それぞれ、実施できているか。

(イ) 指定管理者への通知は、Eメールにて電子データを送付していた。ただし、本来であれば、通知に係る決裁をとり、紙媒体で通知することが適切であると考えており、次回からそのように取り扱うこととしたい。評価結果は、市のホームページ等で公表することとなっているが、このことについても失念している。

(ウ) マニュアルに基づいた適正な事務処理に努められたい。

(ア) 指定管理料について、毎月定額の収入の実績報告となっているが、指定管理委託料は4月に年額を一括支払している。財務状況の適正管理について確認できているのか。

(イ) 指定管理料を年度当初に一括支払いし、毎月均等に収入として計上している現

在の取扱いについて、不自然であるとの認識はなかった。ただし、指定管理料を一括支払いした場合における「適正な実績報告書の作成方法」について、次年度に向け、指定管理者と協議してまいりたい。

(7) 一般社団法人 西条市観光物産協会に関する指摘事項

ア 協定書について

- (ア) 「西条市 指定管理者モニタリングマニュアル」に基づくモニタリングの結果に、業務の是正又は改善の指示等はなかったか。また、改善等を求められた事項についてはどのように取り組んでいるのか。
- (イ) 自主事業利用者数が減少傾向で対策が必要との指摘を受けた。これまでの年度レポートには、自主催行のイベント類の全数値を含めていたが、この度のモニタリングには公示案件による交付金を受けての事業等は施設管理外との認識でモニタリングレポートには含んでいない。よって報告上は、自主事業が減少しているが、実際には旅行事業等において非常に多くの人々に西条市の観光やツーリズムのご案内をさせていただいた。

イ 収入、支出関係事務について

- (ア) 金庫（鍵含む）、通帳及び現金の管理及び保管方法について問う。
- (イ) 金庫鍵は2つあり、経理と事務局長が管理。金庫内には当日の売上金と釣銭を保管。基本翌日など、最短の銀行営業日に売上金は銀行へ入金。極力金庫内には現金を残さないようにしている。会計システムは銀行残高に紐づけされているため、現金残高はリアルタイムで照合可能になっている。
- (ウ) 引続き現金等の適正な管理に努められたい。